

令和2年3月13日

各小中学校体育施設開放事業運営委員会
委員長様

淀川区役所
教育支援担当課長
榎原幸一

新型コロナウイルス感染症予防にかかる学校体育施設開放事業の中止の延長について（依頼）

平素は、学校体育施設開放事業の運営にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、令和2年3月12日に大阪市立全学校園（高等学校を除く）について、臨時休業の延長が決定されました。

また、大阪市内においてもクラスター感染が確認されるなどの状況です。

これら臨時休業にいたった経過等を踏まえ、次のとおり学校体育施設開放事業については、引き続き実施を控えていただきますよう、お願い申し上げます。

記

・要請期間

令和2年3月16日（土）～3月24日（火）の9日間

※なお、3月25日（水）以降の対応については、改めて通知します。

・内容

体育施設の一切の利用

運営委員会及び利用調整会の開催

※ただし、メール等を利用して参加者が直接接触しない方法で実施することは可能

・国（厚生労働省）からの呼びかけ（抜粋）

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があります。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持ちます。さらに、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制などの必要な体制を整える準備期間にも当たります。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民の皆さまと一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていく必要があります。

担当者

大阪市淀川区役所 市民協働課（澤田・上田）
〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3
電話：06-6308-9415 FAX：06-6885-0535